

平成29年度 第2回庁議要旨

日時：平成29年4月27日（木）

午前9時～午前9時50分

会場：庁議室

[審議事項]

1 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う損害賠償請求の和解及び今後の請求方針について（生活環境部）

東京電力福島第一原子力発電所事故対策費用に係る損害賠償請求については、東京電力ホールディングス㈱（以下「東電」という。）との間で賠償に合意の得られなかった49,998,041円について、原子力損害賠償紛争解決センター（以下「ADRセンター」という。）に対し、和解仲介の申立てを行っている。

和解仲介の申立て後、東電が一部賠償に応じ8,078,707円支払われたため、残る和解仲介申立額41,919,334円に対し、次表のとおり和解案が提示され、同案に東電も受諾の意思を示している。

≪損害賠償請求額及び和解案提示額≫

（単位：円）

区分	損害賠償請求額 A	受領（合意）額 B	和解仲介申立額 A-B=C	和解案提示額 D	差引残額 C-D	支払率 D/C×100(%)
H23 請求	299,250	299,250	0	0	0	0
H25 請求	21,119,041	9,888,355	11,230,686	5,100,000	6,130,686	45.4
H27 請求	38,767,355	8,078,707	30,688,648	30,200,000	488,648	98.4
合計	60,185,646	18,266,312	41,919,334	35,300,000	6,619,334	84.2

本和解案は、これまで和解が成立した他の事例と比較しても、東電との主張の差を大幅に埋めると判断できる内容であり、同案により和解に応じようとするもの。

また、今後の東電に対する請求方針について、見直しを行うもの。

(1) 主な内容

【和解案の概要】

- ① 東電は、本市に対し損害賠償金として3,530万円を支払う。
- ② 本和解に定める金額を超える部分については、本和解の効力が及ばず、本市が東電に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- ③ 本市は、本和解に定める金額に係る遅延損害金について、東電に別途請求しない。

【東電に対する今後の請求方針】

東電に対する今後の損害賠償請求（平成27年度事業以降）について、震災復興特別交付税に算入される費用分については、財源が確保されていることから、損害賠償請求を行わないこととする。

(2) 今後の予定

平成29年6月 市議会第2回定例会に和解案を提案、議決後に和解契約を締結

2 石巻市学習等供用施設上釜会館の位置及び部屋区分の変更について（生活環境部）

石巻市学習等供用施設条例に定める上釜会館については、都市計画道路門脇流留線の事業用地となることから、移転新築による平成29年度中の供用開始を目途に事業を進めている。

移転先及び施設の概要が決定したため、位置及び部屋区分の変更を行うもの。

(1) 主な内容

① 上釜会館の位置の変更

旧（現）：石巻市門脇字浦屋敷4番地3

新：石巻市門脇字浦屋敷81番地4

② 部屋区分の変更

旧（現）：集会室、休養室、学習室 No. 1、学習室 No. 2、保育室

新：集会室、学習室

※参考 新施設概要

	全体	1階		2階	
位置	石巻市門脇字浦屋敷81-4				
敷地面積	502.59 m ² （約152坪）				
構造規模	木造2階建て				
延床面積	270.37 m ² （約82坪）	172.11 m ²		98.26 m ²	
各主要 施設面積		玄関・ホール	37.55 m ²	廊下	40.44 m ²
		管理室	5.38 m ²	学習室	29.81 m ²
		トイレ	16.28 m ²	防災倉庫	7.94 m ²
		集会室	81.15 m ²	トイレ	6.62 m ²
		器具倉庫・物入	12.28 m ²	バルコニー	7.90 m ²
		湯沸室	7.39 m ²		

(2) 今後の予定

平成29年	5月	指定管理予定者（非公募：上釜町内会）との協議 新築工事入札及び契約～着工
	6月	市議会第2回定例会に、石巻市学習等供用施設条例の一部改正を提案 （平成30年1月条例施行予定）
	9月	市議会第3回定例会に、指定管理者の指定について提案
	10月	指定管理者との基本協定締結
	11月	新築工事完了
	12月	指定管理者との年度協定締結
平成30年	1月	新施設の供用開始 旧（現）施設解体工事を実施（年度内完了予定）

[報告事項]

1 個人住民税における配偶者控除及びわがまち特例等の見直しについて（財務部）

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が平成29年4月1日に施行され、経済の成長力の底上げのため、就業調整を意識しなくても済む仕組みを構築する観点から個人住民税の配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しを行うとともに、環境への負荷の少ない自動車を対象とした軽自動車税の特例措置の見直し、固定資産税におけるわがまち特例の廃止及び追加導入における特例措置の創設及び拡充がされた。

関係法令と同様の措置を講ずることにより、適正公平な市税の課税措置を図るもの。

(1) 主な内容

① 石巻市市税条例関係

ア 個人住民税関係

(ア) 配偶者控除の見直し

配偶者控除・・・納税義務者の合計所得金額に応じて控除額を3段階に細分化し、適用要件に合計所得金額1,000万円以下の所得制限が設けられた。

(イ) 配偶者特別控除の見直し

配偶者特別控除・・・納税義務者の合計所得金額に応じて控除額を3段階に細分化し、適用要件の配偶者の合計所得が38万円超76万円未満から38万円超123万円以下に引上げられた。

※(ア)及び(イ)は平成31年度分以降の個人住民税から適用

(ウ) 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例

肉用牛生産農家が経営体質を強化し、国産牛肉の安定的供給を図っていく観点から措置されている制度であり、肉用牛を売却したとき1頭あたり100万円未満であれば、年間の売却頭数が500頭まで住民税が免除される措置の適用期限を3年間延長する。

平成30年度までの適用期限を平成33年度まで延長するもの。

(エ) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例

税制上の特例措置を講じ、用地取得を円滑化することにより、良好な環境を備えた住宅・宅地整備の促進を図っていく観点から措置されている制度の適用期限を3年間延長する。

平成29年度までの適用期限を平成32年度まで延長するもの。

譲渡所得が2,000万円以下の場合、税率が4%（市2.4%・県1.6%）に軽減される。

※一般の譲渡所得の税率は一律5%（市3%・県2%）

(オ) 個人住民税の課税の特例

上場株式等の配当等については、特例として配当等が支払われる際に所得税と住民税が源泉徴収（特別徴収）されるので、原則、市・県民税の申告を要しないが、納税通知書が送達される日までに確定申告書とは別に、市・県民税申告書を提出することにより、所得税と異なる課税方法（申告不要制度・総合課税・申告分離課税）により

個人住民税を課することができることを明確化したもの。

イ 軽自動車税関係

(ア) 軽自動車税の税率の特例（グリーン化特例）

最初の新規検査を受けた3輪以上の軽自動車のうち、一定の環境性能を有する場合、燃費性能に応じて軽自動車税を軽減する措置の適用期限を2年間延長するもの。

・適用期限（現行）平成28年4月1日～平成29年3月31日取得分

（改正）平成29年4月1日～平成31年3月31日取得分

※取得の翌年度分の軽自動車税を軽減

(イ) 自動車メーカーの不正行為に関する所要の措置

自動車メーカーの不正を原因として納付すべき軽自動車税の額について不足税額が発生した場合、不正を行った自動車メーカーに納税義務を課する措置が講じられた。

ウ 固定資産税関係

(ア) わがまち特例制度における課税標準の特例（廃止2件、追加4件、延長4件）

家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の用に直接供する家屋・償却資産及び企業主導型保育事業に供する固定資産について軽減する措置が講じられた。

※平成30年度分の固定資産税から適用

② 石巻市都市計画税条例関係

ア わがまち特例制度における課税標準の特例（廃止1件、追加1件、延長2件）

企業主導型保育事業に供する固定資産について軽減する措置が講じられた。

※平成30年度分の都市計画税から適用

(2) 今後の予定

次回に開催される市議会に報告し、その承認を求める。

2 固定資産税及び都市計画税の不均一課税、課税免除期間の延長について（財務部）

原子力発電施設等立地地域における振興、過疎地域における自立促進、産業集積地域における企業立地の促進及び復興産業集積区域内における被災事業所再建等を図るため、指定区域内において新たに進出した企業等が、一定条件を満たす固定資産（土地、家屋、償却資産）を取得した場合、条例により固定資産税又は都市計画税の不均一課税、課税免除を適用している。

今回「山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令」が平成29年4月1日施行されたことにより、それぞれ延長の措置が講じられることになった。

関係法令と同様の措置を講ずることにより、適正公平な市税の課税措置を図るもの。

(1) 主な内容

新設又は増設された施設等の取得の際に係る固定資産税及び都市計画税の不均一課税、課税免除の期間を、下記のとおり延長するもの。

区 分	改正前	改正後	備考
原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法に基づく石巻市固定資産税の不均一課税に関する条例	平成 29 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	2 年延長
石巻市過疎地域自立促進特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例	平成 29 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	2 年延長
石巻市企業立地促進等に係る同意集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例	平成 29 年 3 月 31 日	平成 30 年 3 月 31 日	1 年延長
石巻市復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例	平成 29 年 3 月 31 日	平成 31 年 3 月 31 日	2 年延長

(2) 今後の予定

次回に開催される市議会に報告し、その承認を求める。

3 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域における被保険者の国民健康保険税及び介護保険料の免除措置の延長について（健康部）

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域における被保険者の国民健康保険税及び介護保険料については、国の全額の財政支援により、平成 28 年度まで免除措置を行ってきたところであるが、平成 29 年度においても、全額の財政支援が延長された。

国民健康保険税及び介護保険料の免除措置を延長することにより、被災者の経済的負担の軽減を図る。

(1) 主な内容

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域における被保険者の国民健康保険税及び介護保険料の免除措置を延長する。

- ① 帰還困難区域等及び上位所得層を除く旧避難指示区域等・旧居住制限区域等の被保険者は、平成 29 年度相当分の保険料であって、平成 30 年 3 月 31 日までに納期限が到来する額
- ② 旧居住制限区域等の上位所得層の被保険者は、平成 29 年度相当分の保険料であって、平成 30 年 3 月 31 日までに納期限が到来するもののうち、平成 29 年 4 月分から 9 月分までに相当する月割合算定額

【免除措置に係る新旧対照表】

区 域	所得区分	改正後	改正前
帰還困難区域等	—	平成 30 年 3 月分まで	平成 29 年 3 月分まで
旧避難指示区域等	上位所得層を除く		
旧居住制限区域等	上位所得層を除く	平成 29 年 9 月分まで	
	上位所得層		

※帰還困難区域等：帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域

※旧避難指示区域等：平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難準備区域等（特定避難勧奨地点を含む。）、平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（田村市の一部、川内村の一部及び南相馬市の特定避難勧奨地点）及び平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域（楡葉町の一部）

※旧居住制限区域等：居住制限区域及び避難指示解除準備区域で、平成28年度（平成29年4月1日午前0時を含む。）に指定が解除された葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部

※上位所得層：国保…世帯に属する被保険者の基準所得額を合算した額が600万円を超える世帯
介護…被保険者個人の合計所得金額が633万円以上

※参考 免除対象者（平成29年3月現在）

国保4世帯

介護1人

(2) 今後の予定

次回に開催される市議会に報告し、その承認を求める。

4 国民健康保険税の算定に係る低所得者の軽減判定所得の見直しについて（健康部）

消費者物価の上昇等の経済動向を踏まえ、地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布された。これに伴い、国民健康保険税の軽減判定所得が見直しされた。

関係法令と同様の措置を講ずることにより、適正公平な課税措置を図る。

(1) 主な内容

国民健康保険税の算定に係る低所得者の軽減判定所得の見直し

軽減割合	改正後	改正前
7割軽減	33万円以下	33万円以下
5割軽減	33万円+ <u>27万円</u> ×被保険者数	33万円+ <u>26.5万円</u> ×被保険者数
2割軽減	33万円+ <u>49万円</u> ×被保険者数	33万円+ <u>48万円</u> ×被保険者数

※1 軽減は、応益分（均等割額、平等割額）の軽減割合

※2 被保険者数には、特定同一世帯所属者数（同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者）を含む。

(2) 今後の予定

次回に開催される市議会に報告し、その承認を求める。

[その他]

- ・平成28年度に実施した休日（第1・第3日曜日）窓口開庁の実績について生活環境部より説明